

(記 入 例)

東京電力エナジーパートナー株式会社 宛

【低圧用】

電力受給契約変更申込書（再生可能エネルギー発電設備用）

「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱」を承認のうえ、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」という。）附則（平成28年6月3日法律第59号）第3条における特定契約に関する経過措置の適用を受ける、次の再生可能エネルギー発電設備等を一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」という。）の電力供給設備に連系し、東京電力エナジーパートナー株式会社（以下「東電E.P」という。）に再生可能エネルギー発電設備等から発生する電気を供給することを申込みます。

以下のいずれかに該当する場合には、東電E.P.によって本申込みが承諾されないこと、および本申込みにもとづく東電E.P.との受給契約が既に成立している場合には、当該受給契約が東電E.P.によって解除されることに同意します。

- 再生可能エネルギー特別措置法第9条にもとづき、経済産業大臣から受けた再生可能エネルギー発電事業計画の認定の効力が失われた場合
- 当該一般送配電事業者から発電量調整供給契約の変更申込みの承諾が得られない場合
- 東電E.P.が再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条に定める「正当な理由」のいずれかに該当すると判断した場合
- 東電E.P.が本申込みを承諾するにあたって、必要な協力に応じない場合
- 当該一般送配電事業者が算定し、東電E.P.を通じて請求される再生可能エネルギー発電設備等の系統連系に必要な費用を東電E.P.の定める支払期日までに支払わない場合

また、本申込みに関して、以下の点についても、あわせて同意します。
 ・本申込みを撤回した場合、本申込みが東電E.P.より承諾されなかった場合、または当該受給契約が解除された場合、本申込みの内容の検討に要した費用等を東電E.P.を通じて当該一般送配電事業者へ支払うこと
 ・当該一般送配電事業者が別に定める託送供給等約款等における発電者に関する事項を遵守すること

【申込者】（赤枠内はご本人さまがご記入ください。なお、お申込みにあたり工事店・メーカー等に委任する場合は委任先をご記入ください。）

住 所	東京（都）道・府・県 千代田（市）区・郡 内幸町△-□		
ふりがな	どうてん	たろう	東電印
お客さま名	東電 太郎（連絡先）03-△△△△-XXXX		
※原則として設置場所における電気需給契約のご契約名義と同一のご名義（法人名義でのご契約されている場合は、法人名称・役職名・代表者名）をご記入ください。			
「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱」にもとづく電力受給の申込みから開始に必要な手続き（振込先口座の指定を除く）を行なうことを下記の者に委任いたします。			
住 所	神奈川県（都・府・県） 横浜（市）区・郡 中区△-□		
委 任 先	〇〇工事店 太陽 次郎		
(会社名・氏名)			
連 絡 先	電話 045-△△△△-XXXX	メールアドレス △△△.XXXX@〇〇〇.□□.jp	

※メールアドレスをご記入いただいた場合は、申込受付結果のご連絡をメールにてお知らせいたします。
 ※ドメイン指定されている方は「@tepco.co.jp」を受信できるよう設定をお願いします。

【発電設備等】 お客さまの住所と設置場所が同一の場合は□にレをご記入ください。

設置場所	<input checked="" type="checkbox"/>	都・道・府・県	市・区・郡
事業計画ID	S	0	0
認定日	20	〇	〇
受給開始希望日	20	〇	〇
※お申込みの際には変更後の認定内容と同一になるようご記入ください。 なお、事業計画IDを確保出来ない場合は、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」における調達価格は適用されません。			
再エネ発電設備の概要	種類	太陽光	風力・水力・地熱・バイオマス
インバータ台数	1台目	2台目	3台目
1. 発電設備	3,950 (W)	3,500 (W)	3,500 (W)
2. インバータ	4,000 (W)	2,800 (W)	2,800 (W)
1と2の小さい方	3,950 (W)	2,800 (W)	2,800 (W)
発電出力	9,500 (kW)		5 (kW)
その他自家発電設備等を設置する場合	種類	燃料電池・ガスエンジン・蓄電池・その他	出力
			3,000 (W)
自家発電設備等からの逆潮流を防止する装置の設置	1. 逆潮流を防止する装置の設置により、自家発電設備等からの逆潮流は発生しないもの、当該発電設備等の併設により再生可能エネルギー電気の逆潮流電力量が増加する設備形態である。(押し上げ効果あり) 2. 逆潮流を防止する装置の設置により、自家発電設備等からの逆潮流は発生せず、再生可能エネルギー電気の逆潮流時は、自家発電設備等を停止・解列する。(押し上げ効果なし) 3. 逆潮流を防止する装置を設置しない。		

※受給電力量金の振込先口座を変更される場合は、別途「口座振込依頼書」をご提出ください。

（以下、東電E.P.記入欄）

当社と当該一般送配電事業者による発電量調整供給契約の変更を 年 月 日に締結いたしましたので、同付で 上記電力受給の申込みのうち、接続に係る規定に関する申込みについて 承諾いたします。	申込受付日	抜者
	申込(設計)番号	
接続に係る規定以外の申込みについては事業計画認定変更通知書の受領時に承諾いたします。 ※受給開始日については受給契約承諾後にお客さまの要望を踏まえ別途協議させていただきます。	工事費負担金等相当額	無償 有償
		うち消費税相当額 円
接続の同意に係る主要な事項の変更による単価変更		有 無
(太陽電池の出力・発電出力)の変更による単価変更		有 無
(備考)	事業計画認定変更通知書受領日	年 月 日
受電地点特定番号	0 3 - 0 0 1 2 -	
東京電力エナジーパートナー株式会社		

ご記入いただきましたお客さまの個人情報につきましては、電気事業をはじめとする当社定款記載の事業において、契約の締結・履行、アフターサービス、設備等の保守・保全、アンケートの実施、商品・サービスの改善・開発、商品・サービスに関する広告・宣伝物の送付・勧誘・販売、関係法令により必要とされている業務その他これらに付随する業務を行なうために必要な範囲内で利用させていただきます。個人情報の利用目的につきましては、インターネットのホームページ（http://www.tepco.co.jp/ep/privacypolicy/）でもご確認ください。（2019/5）

供給電圧が低圧のお客さま用

【申込者】欄

※ご本人さまがご記入ください。

- ① 住所 市区郡以下も詳しくご記入ください。
- ② 印
- ③ 委任欄 お申込みを工事店・メーカー等に委任される場合は委任先の住所、会社名、氏名をご記入ください。

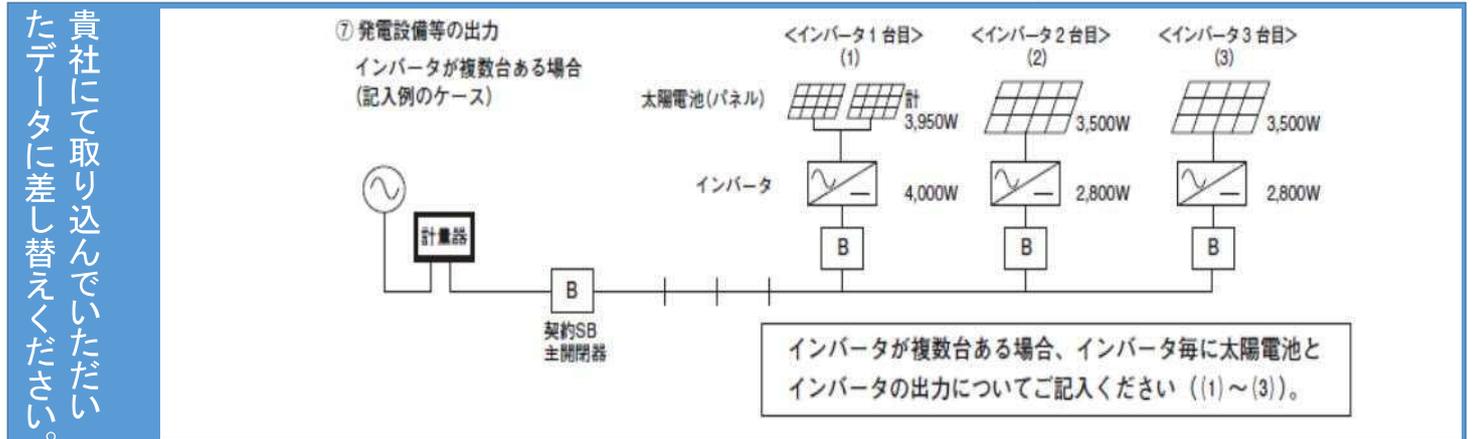
【発電設備等】欄

- ④ 設置場所 ①の住所と同一の場合は□にレをご記入いただくのみで、設置場所住所の記載は不要です。
- ⑤ 事業計画ID 認定通知書に記載されている事業計画ID(10桁)をご記入ください。
- ⑥ 認定日 認定通知書に記載されている認定日をご記入ください。
- ⑦ 1. 発電設備、2. インバータ、1と2の小さい方 種類・インバータ毎に出力をご記入ください。複数台ある場合は下記の図をご参照ください。
- ⑧ 発電出力 種類毎に「1と2の小さい方」の出力の合計値をご記入ください。(単位は0.1kWとし、小数点以下第二位を切り捨て)

[記入例の場合]

$$3,950W + 2,800W + 2,800W = 9,550W = 9.55kW \rightarrow 9.5kW$$

- ⑨ 複数種の再生エネ発電設備を設置される場合 逆潮流を防止するリレーの設置有無について、ご記入いただき、設置される場合は、逆潮流を防止する対象設備を選択してください。
- ⑩ 裏面をご参照ください。

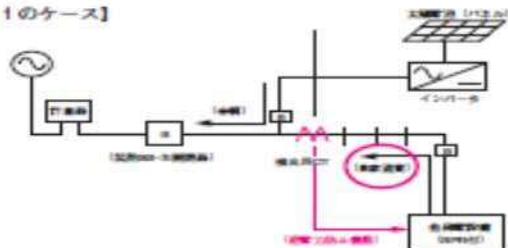


○裏面および「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱」をご確認ください。
 ○要綱はお客さまにて保管願います。

貴社にて取り込んでいただいたデータに差し替えてください

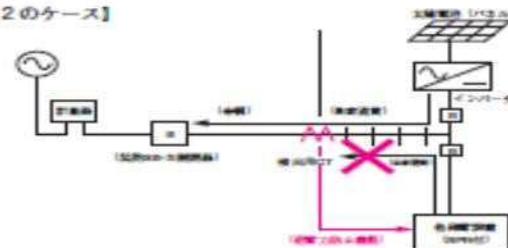
⑤自家発電設備等から逆潮流を防止する装置の設置
(逆潮流検出用 CT による制御のケース)

【1のケース】



自家発電設備等の発電量が負荷設備容量を超過して系統側への逆潮流が発生する場合は、CTにて逆潮流を検知し、逆電力防止機能により自家発電設備等を停止する。太陽光発電設備から系統側へ逆潮流が発生している間においても、自家発電設備等は自家消費の範囲で運転が可能のため、その分太陽光発電設備からの電気が系統へ押し上げられる。

【2のケース】



系統側への逆潮流が発生する際は、CTにて検知し逆電力防止機能により自家発電設備等を停止する。そのため、系統側へ逆潮流が発生している間においては、自家発電設備等は停止するため、1のケースのような押し上げ効果はない。

○事業計画認定にかかる手続き・お問い合わせ窓口はこちら

◆50kW未満の太陽光発電設備の場合

インターネットにより、**設備認定サポートシステム**(<http://www.fit.go.jp/>)を通じて手続きいただけます。

※インターネット環境をお持ちでない場合は以下の窓口へお問い合わせください。

一般社団法人太陽光発電協会 JPEA 代行申請センター(JP-AC)

【電話】0570-03-8210 【受付時間】平日9:20~17:20(土日祝日及び協会所定休日を除く)

◆その他の再生可能エネルギー発電設備の場合

申請書類は以下までご郵送ください。なお、申請書類は関東経済産業局ホームページより入手いただけます。

関東経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課

【住所】〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館

【URL】http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/enetai/energykaitori/kaitori_setsubinintei.html

※ご不明点等ございましたら、以下へお問い合わせください。

【資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 再生可能エネルギー推進室】

I 総 則

1 適 用

- (1) この再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱（以下「この要綱」といいます。）は、一般送配電事業者との接続供給契約における需要者または一般送配電事業者と電気需給契約を締結している者等が、一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が維持および運用する供給設備に再生可能エネルギー発電設備を連系し、自ら消費する電力を除いた電力（当該再生可能エネルギー発電設備から発生する電気に限るものとし、以下「受給電力」といいます。）を、当社が当該一般送配電事業者と締結する発電量調整供給契約（当該一般送配電事業者が定める託送供給等約款および託送供給等約款以外の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）にもとづく契約とします。）における発電者（以下「発電者」といいます。）として、当社に供給し、当社がこれを受電する場合の契約（以下「受給契約」といいます。）再生可能エネルギー買取制度の対象以外の契約にあっては、当社が受給した電力の環境価値について、すべて当社に帰属するものとしたします。）の条件を定めたものです。
- (2) この要綱は、原則として、次の地域（電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島（以下「離島」といいます。）を除きます。）に適用いたします。
- 栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県（富士川以東）
- (3) この要綱は、再生可能エネルギー買取制度の対象となる受給契約については、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）附則（平成28年6月3日法律第99号）第3条における特定契約に関する経過措置の適用を受けるものに限り適用いたします。

2 要 綱 の 変 更

- 当社は、次の場合に限り、この要綱を変更することがあります。この場合には、料金その他の受給契約の条件は、契約期間満了前であっても、変更後の再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱によります。
- (1) 託送約款等の変更または再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等の制定もしくは改定により変更が必要な場合
- (2) この要綱の適用対象が変更となる場合
- (3) 当該一般送配電事業者の系統連系の要件等技術的な事項または受給契約にかかわる手続きもしくは運用上の取扱いについて変更が必要な場合

3 定 義

次の言葉は、この要綱においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 発電設備等
発電者が設置した発電設備または二次電池等で放電時の電気的特性が発電設備と同等である設備をいいます。
- (2) 再生可能エネルギー発電設備
再生可能エネルギー特別措置法第2条第4項ご定めるエネルギー源を電気に変換する設備およびその附属設備をいいます。
- (3) 再生可能エネルギー発電事業計画
発電者が作成する、再生可能エネルギー特別措置法第9条第1項に定める再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画をいいます。
- (4) 最大受電電力
当社が受電する電力の最大値（キロワット）で、発電者と当社との協議によりあらかじめ定めた値をいいます。
- (5) 再生可能エネルギー買取制度
再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等ご定めるところにかかわらず、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等ご定める調達価格および調達期間を条件として電気事業者が再生可能エネルギー電気の調達を行なう仕組みをいいます。

4 単位および端数処理

この要綱において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 最大受電電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 受給電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 料金その他の計算における金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実 施 細 目

この要綱の実施に必要な細目事項は、そのつど発電者と当社との協議によって定めます。

II 契約の申込み

6 受電側接続検討および受給契約の申込み

発電者が新たに受給契約を希望される場合は、あらかじめこの要綱を承認のうえ、次の手続きにより、電力受給の申込みをして

いただきます。ただし、低圧で連系する場合は、(1)の受電側接続検討の申込みに係る規定は、原則として適用いたしません。

(1) 受電側接続検討の申込み

イ 当社は、電力受給にあたり、当該一般送配電事業者に対し、託送約款等にもとづく、当該一般送配電事業者の供給設備の新たな施設または変更についての検討（以下「受電側接続検討」といいます。）の申込みをいたします。

なお、発電量調整供給契約等により既に連系されている地点については、受電側接続検討が省略となることがあります。

ロ 発電者は、受給契約の申込み先だち、所定の申込書により、受電側接続検討の申込みに必要な事項を明らかにしていただきます。

ハ 検討結果および調査料相当額

(イ) 当社は、当該一般送配電事業者の検討結果を受領後、原則として7日以内に当該検討結果をお知らせいたします。

(ロ) 当社は、受電側接続検討の申込みにあたって、当該一般送配電事業者から調査料の請求を受けた場合は、その調査料に相当する額を申し受けます。

(2) 受給契約の申込み

発電者は、次の事項を明らかにして、所定の様式によって受給契約の申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、電磁的方法、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。

イ 設置場所（受電地点特定番号を含みます。）

ロ 発電設備等の概要

ハ 最大受電電力（低圧で連系する場合は除きます。）

ニ 電気需給契約等の内容

ホ 受給開始希望日

ヘ 料金の振込先口座

ト その他必要な事項

7 受給契約の成立および契約期間

- (1) 受給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 原則として、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（以下「再生可能エネルギー特別措置法施行規則」といいます。）第9条第1項第3号に係る変更にもとづく申込み（24（受給契約の変更）の申込みによるものとし、以下「変更申込み」といいます。）の場合は、再生可能エネルギー特別措置法施行規則第5条の2第1項第1号に定める当該一般送配電事業者の同意をえていることを証するため、当社は、発電量調整供給契約の申込みに係る当該一般送配電事業者による承諾を確認のうえ、(1)による受給契約の成立前、変更申込みのうち接続に係る規定に関する申込みを承諾し、このときに、受給契約はその承諾の限りにおいて、一部成立いたします。
- (3) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、受給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だちて発電者または当社から別段の意思表示がない場合は、受給契約は、1年ごとに同一条件で継続されるものとしたします。

ハ 契約期間満了前であっても附則2（再生可能エネルギー買取制度における料金の適用期間）に定める料金の適用期間が満了する場合は、料金の適用期間の満了の日（以下「満了日」といいます。）をもって契約期間が満了するものとしたします。

なお、この場合で、契約期間満了に先だちて発電者または当社から別段の意思表示がないときは、受給契約は、この要綱に定める再生可能エネルギー買取制度の対象以外の契約として、満了日の翌日から満了日の翌日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日まで継続されるものとし、以降は1年ごとに同一条件で継続されるものとしたします。

8 電気方式 周波数等

電気方式、周波数、標準電圧、責任分界点および財産分界点は、次のとおりといたします。

(1) 発電者が一般送配電事業者との接続供給契約に属している場合は、その接続供給契約と同一といたします。

(2) 発電者が一般送配電事業者と電気需給契約を締結している場合は、その電気需給契約と同一といたします。

9 契約の単位

当社は、原則として、1発電場所につき1受給契約を結びます。

10 電力受給の開始

(1) 当社は、発電者の受給契約の申込みを承諾したときには、発電者と協議のうえ受給開始日を定め、受給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電力受給を開始いたします。

(2) 天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた受給開始日に電力受給を開始できないことが明らかになった場合には、当社は、その理由をお知らせし、あらためて発電者と協議のうえ、受給開始日を定めて電力受給を開始いたします。

11 電力受給にもとづく発電者の協力

- (1) 当社は、発電者ご、託送約款等における発電者に関する事項を遵守していただきます。
- (2) 当社は、託送約款等にもとづく、当社が電力受給を制限または中止するために必要な措置を講ずることを求められた場合は、発電者に当該措置を講じていただきます。
- (3) 当社は、必要に応じて発電者から発電設備等の発電電力量等を記録した受電日誌等を提出していただきます。
- (4) 当社は、必要に応じて発電者から発電設備等の発電計画を提出していただきます。

12 承諾の限界

(1) 再生可能エネルギー買取制度の対象となる受給契約の申込みについて、当社は、当該一般送配電事業者から発電量調整供給契約の申込みの承諾がえられない場合、または再生可能エネルギー特別措置法第16条第1項に定める正当な理由がある場合に限り、お断りすることがあります。

また、その他、天災事変や当該一般送配電事業者の工事用地の取得状況等により、発電者からの申込み内容の全部を承諾することが困難な場合は、善後策について、発電者と協議させていただきます。

(2) (1)以外の受給契約の申込みについて、法令、電気の需給状況、当該一般送配電事業者が維持および運用する供給設備の状況、用地事情、発電者の債務の支払状況その他によってやむをえない場合は、当社は、その申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

13 受給契約書の作成

特別の事情がある場合で、発電者または当社が必要とするときは、電力受給に関する必要な事項について、受給契約書を作成いたします。

III 料金の算定および支払い

14 料 金

料金は、料金の算定期間を「1月」として、その1月の受給電力量に、次の受給電力量料金率を乗じて算定した金額といたします。

(1) 再生可能エネルギー買取制度の対象となる受給電力量については、再生可能エネルギー発電設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画の認定等の内容により、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等にもとづく適用される調達価格といたします。

なお、再生可能エネルギー特別措置法第3条第10項にもとづく調達価格が改定された場合その他の関係法令等の変更にもとない調達価格が変更された場合に限り、受給電力量料金率を変更いたします。この場合、その変更の実施期日以降の受給電力量料金率は、変更後の調達価格といたします。

(2) (1)以外の受給電力量については、当社が別に定める「再生可能エネルギー等からの電力購入単価」によるものとしたします。

なお、受給電力量料金率には、非化石価値相当額を含むものとしたします。

また、関係法令等の改正およびその他の事情により、当社は、受給電力量料金率および算定方法を変更する場合があります。この場合、その変更の実施期日以降の料金は、変更後の受給電力量料金率および算定方法によるものとしたします。

15 料金の適用開始の時期

料金は、受給開始の日から適用いたします。

16 料金の算定期間

料金の算定期間は、託送約款等に定める計量期間、検針期間または検針期間等（以下「計量期間等」といいます。）といたします。ただし、電力受給を開始し、または受給契約が締結された場合の料金の算定期間は、開始日から開始日を含む計量期間等の終期までの期間またはお締め日の前日を含む計量期間等の始期からお締め日の前日までの期間といたします。

17 受給電力量の算定等

(1) 受給電力量は、託送約款等に定める発電者の受電地点に係る30分ごとの発電量調整受電電力量といたします。

また、料金の算定期間における受給電力量は、30分ごとの受給電力量を、料金の算定期間における合計した値といたします。

(2) 発電量調整受電電力量の計量に必要な計量器、その付属装置および区分装置は、託送約款等にもとづく、原則として、当該一般送配電事業者が選定し、かつ、当該一般送配電事業者の所有とし、当該一般送配電事業者で取り付けるものとしたします。また、当該一般送配電事業者の工事費について当該一般送配電事業者から請求を受けた場合は、その工事費に相当する金額を発電者から申し受けます。

(3) 当社は、当該一般送配電事業者から受領した検針の結果をすみやかに発電者にお知らせいたします。

(4) 計量器の故障等によって発電量調整受電電力量を正しく計量できなかった場合には、発電量調整受電電力量は託送約款等に定めるところにより、発電者との協議によって定めます。

(5) 法令により発電量調整受電電力量の計量に必要な計量器およ

びその付属装置を取り替える場合で、その工事費について当該一般送配電事業者から請求を受けたときは、当社は、その工事費に相当する金額を発電者から申し受けます。

18 料金の支払期日

当社は、特別の事情がない限り、次の支払期日までに発電者に料金を支払うものとなります。

- (1) 発電者が当社または一般送配電事業者と電気需給契約を締結している場合は、その電気需給契約に定める支払期日となります。
- (2) (1)以外の場合は、発電者が属している一般送配電事業者との接続供給契約に定める支払期日となります。

19 料金の支払方法

- (1) 料金は、発電者が指定する金融機関の指定口座に振込みによってお支払いいたします。
- (2) 料金の支払いは、当社がその金融機関に払込みしたときになされたものとなります。

IV 電力受給

20 適正契約の保持

当社は、発電者との受給契約が電力受給の状態または再生可能エネルギー発電事業計画の認定の内容に比べて不適当と認められる場合には、法令上必要な国の手続きを行なうため、当社との受給契約の内容について、当社と協議のうえ、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

21 立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、発電者の承諾をえて発電設備等の設置場所に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、発電者のお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 不正な電力受給の防止等に必要な発電者の発電設備等またはその他電気工作物の確認または検査
- (2) その他この要綱によって、受給契約の成立、変更または終了等に必要業務

22 電力受給の停止、制限または中止

- (1) 当社は、当社との電気需給契約、一般送配電事業者との電気需給契約もしくは接続供給契約、または託送約款等にもとづく契約上の債務不履行により、電気の供給または託送約款等にもとづく託送供給等を停止する場合には、電力受給を停止いたします。
- (2) 託送約款等にもとづく、当該一般送配電事業者が、電力受給を制限または中止することがあります。

23 損害賠償等

- (1) 発電者または当社が、この電力受給にともない、その相手方または第三者に対し、自らの責めに帰すべき事由により損害を与えた場合は、賠償の責めを負うものとなります。
- (2) 10 (電力受給の開始) (2) によって受給開始日を変更した場合または22 (電力受給の停止、制限または中止) (2) によって当該一般送配電事業者が電力受給を制限または中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社が、発電者の受けた損害についての賠償および受給契約に係る債務の履行の責めを負いません。
- (3) 再生可能エネルギー買取制度の対象となる受給契約で、22 (電力受給の停止、制限または中止) (2) によって当該一般送配電事業者が電力受給を制限または中止したことにより、発電者が損害 (再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第1項第8号トにおいて特定契約申込者が補償を求めるとされている場合の損害に限ります。) を受けたときは、(2)にかかわらず、発電者のお求めに応じ、当社は、当該損害について、再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第1項第8号トに定める額を限度として、当該一般送配電事業者に請求し、当該一般送配電事業者から補償を受けた場合は当該補償相当額を支払うものとなります。

なお、当社は、同一の原因により発電者の受けた当該損害についての賠償および受給契約に係る債務の履行の責めを負いません。

- (4) 22 (電力受給の停止、制限または中止) (1) によって電力受給を停止した場合または27 (受給契約の解約等) によって受給契約を解約した場合には、当社は、発電者の受けた損害についての賠償および受給契約に係る債務の履行の責めを負いません。
- (5) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、発電者の受けた損害についての賠償および受給契約に係る債務の履行の責めを負いません。
- (6) 発電者の発電設備の電圧上昇制御機能等の動荷によって受給電力量が減少した場合には、当社は、その減少した受給電力量について補償の責めを負いません。

V 契約の変更および終了

24 受給契約の変更

- (1) 次に該当する場合は、あらかじめその旨を当社に申し出ていただきます。
 - イ 発電者が、発電設備等の全部もしくは一部の変更を希望される場合、または当該発電設備等の制御方法もしくは配線の変更を希望される場合
 - ロ その他、新たに再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けた場合等、受給電力量料金率に変更となる場合
- (2) 発電者が受給契約の変更を希望される場合は、II (契約の申込み) に定める新たに受給契約を希望される場合に準ずるものとなります。

25 名義の変更等

- (1) 相統その他の原因によって、新たな発電者が、それまで当社への電気の供給を行っていた発電者の当社に対する電力受給についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電力受給を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。
- (2) 再生可能エネルギー買取制度の対象となる受給契約の(1)の申込みについては、新たな発電者が、再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第1項第4号ホに定める暴風団等に該当する場合、および暴風団等と関係を有する場合を除き、承諾いたします。
- (3) 発電者が受給契約の変更を希望される場合は、II (契約の申込み) に定める新たに受給契約を希望される場合に準ずるものとなります。
- (4) 当社は、再生可能エネルギー買取制度の対象となる受給契約について当該一般送配電事業者に、受給契約に定める当社の権利義務および契約上の地位を譲渡することがあります。

26 受給契約の廃止

- (1) 発電者が受給契約を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日をもって、当社に通知していただきます。
- (2) 受給契約は、27 (受給契約の解約等) の場合を除き、発電者が当社に通知された廃止期日に消滅いたします。ただし、当社が発電者の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に受給契約が消滅したものといたします。

27 受給契約の解約等

- (1) 当社は、次の場合には、受給契約を解約することがあります。なお、この場合には、その旨を発電者にごお知らせいたします。
 - イ 22 (電力受給の停止、制限または中止) (1) によって電力受給を停止された発電者が当社に定められた期日 (当社が解約の原因となる事実の是正を求めた時点から起算され、その際は是正を求めた期間を通知いたします。以下「当社の定められた期日」といいます。) までにこの理由となった事実を解消されない場合
 - ロ 発電者が次のいずれかに該当する場合で、当社の定められた期日までにその事実を解消されないとき。
 - (イ) 17 (受給電力量の算定等) (2) または30 (工事費負担金等相当額の申受け等) (1) に定める債務を受給契約成立後1月以内 (ただし、7 (受給契約の成立および変更期間) (2) により、受給契約が一部成立する場合は、受給契約の一部成立後1月以内) となります。に支払われない場合
 - (ロ) (イ)以外のこの要綱によって支払いを要することとなった債務を支払われない場合
 - (ハ) 他の受給契約 (既に締結しているものを含みます。) によって支払いを要することとなった債務を支払われない場合
 - (ニ) 連系された発電設備等の更新について申込みをされない等、20 (適正契約の保持) に定める適正契約への変更に応じられない場合
 - (ホ) 21 (立入りによる業務の実施) に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
 - (ヘ) 11 (電力受給にともない発電者の協力) によって必要となる措置を講じられない場合
 - (ト) 特設の理由なく受給電力を当社に供給開始しない場合
 - (チ) その他この要綱に反した場合
 - ハ 再生可能エネルギー発電事業計画の認定がその効力を失った場合
- (2) 発電者が、26 (受給契約の廃止) (1) による通知をされないで、その需要場所から移転される等、当社に電気を供給されていないことが明らかになった場合には、電気を供給されていないことが明らかになった日に受給契約が消滅するものとなります。

28 受給契約消滅後の債権債務関係

受給契約期間中の料金その他の債権債務は、受給契約の消滅によって消滅いたしません。

VI 受電方法、工事および工事費の負担

29 受電方法および工事

当該一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して発電者が受給電力を当社に供給し、当社がこれを受電する方法および工事については、託送約款等に定めるところによるものといたします。

30 工事費負担金等相当額の申受け等

- (1) 当該一般送配電事業者から、託送約款等にもとづく、電力受給

にともない工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。

- (2) 当該一般送配電事業者から、工事受けた後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものとなります。
- (3) 託送約款等にもとづく当社の負担で施設し、または取り付けるとされている次の設備等については、原則として発電者の負担で施設し、または取り付けさせていただきます。
 - イ 発電者の発電設備等から当該一般送配電事業者の系統への逆潮流等により生じる当該一般送配電事業者の低圧配電系統の常時電圧変動が、101±6ボルト、202±20ボルト内になるようにするための自動電圧調整装置等 (自動電圧調整装置等の動荷にともない、発電者の発電設備等の出力が抑制される場合があります。)
 - ロ 再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第1項第8号チにおいて特定契約申込者からの求めに応じ特定契約申込者が出力の抑制を行なうために必要な機器
 - ハ その他当該一般送配電事業者が求める設備等

VII その 他

31 再生可能エネルギー発電事業計画の認定

当社は、当社が必要とする場合には、再生可能エネルギー発電事業計画の認定に係る申請または届出を発電者に代行行なうことができるものとなります。

32 再生可能エネルギー買取制度にもとづく報告

当社は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等にしたがい、再生可能エネルギー買取制度にもとづく電力受給の実績等の報告を行なうものとなります。

33 その 他

- (1) この要綱に関する権利義務は、日本法に準拠し、これにしたがって解釈されるものとなります。
- (2) 受給契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所といたします。
- (3) その他この要綱に定めのない事項またはこの要綱により難しい特別な事情が生じた場合は、発電者および当社は誠意をもって協議し、その処理にあたるものとなります。

附 則

1 実施期日

この要綱は、2019年4月1日から実施いたします。

2 再生可能エネルギー買取制度における料金の適用期間

再生可能エネルギー買取制度の対象となる受給電力量に係る料金の適用期間は、再生可能エネルギー発電設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画の認定等の内容により、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等にもとづく適用される調達期間となります。

3 新エネルギー等の利用に関する特別措置

- (1) 当社は、再生可能エネルギー特別措置法附則 (平成23年8月30日法律第108号) 第3条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法 (以下「RPS法」といいます。) 第9条に定める認定を受けた設備について、設備または発電方法の変更、設備の廃止、その他RPS法その他の関係法令等に定める申請または届出が必要な事由が生じた場合には、原則として、当社は発電者に代わりその申請または届出を行なうことができるものとなります。
- (2) 当社は、RPS法にもとづく受給した電気について、RPS法その他の関係法令等に定める必要な届出を行なうものとなります。

4 損害賠償等についての特別措置

再生可能エネルギー買取制度の対象となる受給契約について、原則として、再生可能エネルギー特別措置法施行規則附則にて、同施行規則第14条第1項第8号トにおいて特定契約申込者が補償を求めるとされている規定について特例または経過措置が適用されている場合は、23 (損害賠償等) (3) における補償は、当該一般送配電事業者と合意した場を除き、当該特例または経過措置にもとづくものとなります。

5 工事費負担金等相当額の申受け等についての特別措置

再生可能エネルギー買取制度の対象となる受給契約について、原則として、再生可能エネルギー特別措置法施行規則附則にて、同施行規則第14条第1項第8号チにおいて特定契約電気事業者からの求めに応じ特定契約申込者が出力の抑制を行なうために必要な機器の設置等を講ずるとされている規定について特例または経過措置が適用されている場合は、30 (工事費負担金等相当額の申受け等) (3) ロは、当該一般送配電事業者と合意した場を除き、当該特例または経過措置にもとづくものとなります。

電力受給契約変更申込書（再生可能エネルギー発電設備用）

「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱」を承認のうえ、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」という。）附則（平成28年6月3日法律第59号）第3条における特定契約に関する経過措置の適用を受ける、次の再生可能エネルギー発電設備等を一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」という。）の電力供給設備に連系し、東京電力エナジーパートナー株式会社（以下「東電E P」という。）に再生可能エネルギー発電設備等から発生する電気を供給することを申込みます。

以下のいずれかに該当する場合には、東電E Pによって本申込みが承諾されないこと、および本申込みにもとづく東電E Pとの受給契約が既に成立している場合には、当該受給契約が東電E Pによって解除されることに同意します。

- 再生可能エネルギー特別措置法第9条にもとづき、経済産業大臣から受けた再生可能エネルギー発電事業計画の認定の効力が失われた場合
・当該一般送配電事業者から発電量調整供給契約の変更申込みの承諾が得られない場合
・東電E Pが再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条に定める「正当な理由」のいずれかに該当すると判断した場合
・東電E Pが本申込みを承諾するにあたって、必要な協力に応じない場合
・当該一般送配電事業者が算定し、東電E Pを通じて請求される再生可能エネルギー発電設備等の系統連系に必要な費用を東電E Pの定める支払期日までに支払わない場合
また、本申込みに関して、以下の点についても、あわせて同意します。
・本申込みを撤回した場合、本申込みが東電E Pより承諾されなかった場合、または当該受給契約が解除された場合、本申込みの内容の検討に要した費用等を東電E Pを通じて当該一般送配電事業者へ支払うこと
・当該一般送配電事業者が別に定める託送供給等約款等における発電者に関する事項を遵守すること

【申込者】（赤枠内はご本人さまがご記入ください。なお、お申込みにあたり工事店・メーカー等に委任する場合は委任先をご記入ください。）

住所 都・道・府・県 市・区・郡
ふりがな
お客さま名 印 (連絡先)
※原則として設置場所における電気需給契約のご契約名義と同一のご名義（法人名義でご契約されている場合は、法人名称・役職名・代表者名）をご記入ください。
「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱」にもとづく電力受給の申込みから開始に必要な手続き（振込先口座の指定を除く）を行なうことを下記の者に委任いたします。
住所 都・道・府・県 市・区・郡
委任先 (会社名・氏名)
連絡先 電話 メールアドレス @

※メールアドレスをご記入いただいた場合は、申込受付結果のご連絡をメールにてお知らせいたします。

※ドメイン指定されている方は「@tepcoco.jp」を受信できるよう設定をお願いします。

【発電設備等】 お客さまの住所と設置場所が同一の場合は□にレをご記入ください。

設置場所 □ 都・道・府・県 市・区・郡
事業計画ID 認定日 年 月 日 受給開始希望日 年 月 日
※お申込みの際には変更後の認定内容と同一になるようご記入ください。
なお、事業計画IDを確認出来ない場合は、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」における調達価格は適用されません。
再エネ発電設備の概要
種類 太陽光 風力・水力・地熱・バイオマス
インバータ台数 1台目 2台目 3台目 1台目 2台目
1. 発電設備 (W) (W) (W) (W) (W)
2. インバータ (W) (W) (W) (W) (W)
1と2の小さい方 (*) (W) (W) (W) (W) (W)
発電出力 (*の種類毎の合計とし、0.1kW単位で端数を切り捨て) (kW) (kW)
その他自家発電設備等を設置する場合 種類:燃料電池・ガスエンジン・蓄電池・その他 () 出力 (W)
自家発電設備等からの逆潮流を防止する装置の設置
1. 逆潮流を防止する装置の設置により、自家発電設備等からの逆潮流は発生しないものの、当該発電設備等の併設により再生可能エネルギー電気の逆潮流電力量が増加しうる設備形態である。(押し上げ効果あり)
2. 逆潮流を防止する装置の設置により、自家発電設備等からの逆潮流は発生せず、再生可能エネルギー電気の逆潮流時は、自家発電設備等を停止・解列する。(押し上げ効果なし)
3. 逆潮流を防止する装置を設置しない。
←該当する番号を□の中にご記入ください。

※受給電力量料金の振込先口座を変更される場合は、別途「口座振込依頼書」をご提出ください。

(以下、東電E P記入欄)

当社と当該一般送配電事業者による発電量調整供給契約の変更を 年 月 日に締結いたしましたので、同日付で上記電力受給の申込みのうち、接続に係る規定に関する申込みについて承諾いたします。
申込受付日 扱者
申込(設計)番号
工事費負担金等相当額 無償 有償 円
うち消費税相当額 円
接続の同意に係る主要な事項の変更による単価変更 有 無
(太陽電池の出力・発電出力)の変更による単価変更 有 無
(備考) 事業計画認定変更通知書受領日 年 月 日
受電地点特定番号 0 3 - 0 0 1 2 - - - - -

東京電力エナジーパートナー株式会社

ご記入いただきましたお客さまの個人情報につきましては、電気事業をはじめとする当社定款記載の事業において、契約の締結・履行、アフターサービス、設備等の保守・保全、アンケートの実施、商品・サービスの改善・開発、商品・サービスに関する広告・宣伝物の送付・勧誘・販売、関係法令により必要とされている業務その他これらに付随する業務を行なうために必要な範囲内で利用させていただきます。個人情報の利用目的につきましては、インターネットのホームページ (http://www.tepcoco.jp/ep/privacypolicy/) でもご確認ください。